

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

改正案	現行
<p>（国民投票の期日）</p> <p>第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。第百条の二において同じ。）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日を行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>【現行のまま】</p> <p>（公務員の政治的行為の制限等に関する規定の適用除外）</p> <p>第百条の二 国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日まで</p>	<p>（国民投票の期日）</p> <p>第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日を行う。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>【参考】</p> <p>（投票権）</p> <p>第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。</p> <p>〔新設〕</p>

の間に公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含む。）が行う行為であつて、専ら国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為としてされるものについては、次に掲げる規定は適用しない。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十七条（第一号に係る部分に限る。）
- 二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十二条（第一号に係る部分に限る。）

- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の九第十四項（同法第二百五十一条第五項において準用する場合を含む。）

- 四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の三第九項

- 五 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十条の二第二項及び第三項

- 六 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二百二条第一項及び第三項（これらの規定を同法第六条第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第九十九条の四及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において

準用する場合並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十八条第一項（同法第三十条において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）並びに第百六条の十二第二項

七 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第四条第二項

八 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十七条の六第二項

九 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の六第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項

十 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第三十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第九条の二第二項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第百九十二号）第七条の二第十一項において準用する場合を含む。）

十一 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百六号）第二十九条（第一号に係る部分に限る。）

十二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十条第三項及び第四十二条第三項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）

十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十一条第一項及び第三項

十四 原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）第十

- 一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項
- 十五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第三十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項
- 十六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十一条第五項
- 十七 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第十八条第二項
- 十八 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第十七条第二項（同法第二十三条、第二十八条第四項、第三十一条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）
- 十九 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第十一条第二項
- 二十 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二百二十三条第二項
- 二十一 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第十二条第二項
- 二十二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百五十二条第二項
- 二十三 日本銀行法第二十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）

二十四 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第十六条第二項

二十五 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十三条第二項

二十六 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十一条第二項

二十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条第四項

二十八 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第十八条第二項

二十九 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第三十二条第二項

三十 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第四条第九項

三十一 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条第二項

三十二 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第一百五條

三十三 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十九条第二項

三十四 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八条第二項

三十五 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）
第十一条第二項

三十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四十七条
第一項

（投票事務関係者の国民投票運動の禁止）

第一百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができない。

2 (略)

（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）

第一百三條 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第一百一十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第一百一十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に

※ マイナンバー法（案）の施行に伴い追加されることとなる。

（投票事務関係者の国民投票運動の禁止）

第一百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為（以下「国民投票運動」という。）をすることができない。

2 (略)

（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止）

第一百三條 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。第一百一十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第一百一十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役

行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 (略)

(特別区等に対する適用)

第四百四十条 (略)

2 この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区は市と、指定都市の区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。

附則

第三条 削除

【参考】改正法附則第二項に置かれる検討規定】

(法制上の措置)

2 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

職員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 (略)

(特別区等に対する適用)

第四百四十条 (略)

2 この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区は市と、指定都市の区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。

附則

(法制上の措置)

第三条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上

上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2| 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

（公務員の政治的行為の制限に関する検討）

第十一條 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第十一條 削除